

改正

平成19年3月30日条例第17号

平成20年3月19日条例第22号

阿蘇市就業改善センター条例

(設置)

**第1条** 農村地域工業導入により導入された企業に、農業従事者を円滑に就業させるための相談、指導又は農業構造改善に伴う農業経営の合理化、農業技術の研修並びに農業から他産業へ就業した者等の福利厚生増進、育成指導を総合的に図るための施設として就業改善センターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 就業改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 阿蘇市就業改善センター

位置 阿蘇市一の宮町宮地2318番地1

(事業)

**第3条** 阿蘇市就業改善センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就業改善の相談、指導及び講習会、座談会の開催
- (2) 農業経営の近代化に関する相談及び技術研修等の開催
- (3) 農業者及び就業者の食生活改善の講習
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な教養娯楽等の実施

(職員)

**第4条** センターに必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第5条** センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの管理上必要があると認められるときは、臨時に休館日を定め、又休館日に開館することができる。

(利用時間)

**第6条** センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(管理)

**第7条** センターは、市長が管理する。

2 センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用者の範囲)

**第8条** センターを利用できる者は、阿蘇市民及び市長が特に必要と認める者とする。

(利用の許可)

**第9条** 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 政治的若しくは宗教的活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他市長が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第11条** 第9条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

**第12条** 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

**第13条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) その他市長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

**第14条** 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又その者に退館を命ずることができる。

(使用料)

**第15条** センターの使用料は、無料とする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、その目的外に使用させる場合の使用料(消費税を含む。)は、別表のとおりとする。

3 前項の使用料は、利用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

**第16条** 市長は、利用の目的が教育の振興又は社会福祉の増進に寄与するもののほか、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第17条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

**第18条** 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第13条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

**第19条** 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第20条** センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、指定対象施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第9条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第17条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項中の規定により指定対象施設を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前にされた第9条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者により許可された申請とみなす。

5 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前に第9条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

**第21条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の受付に関する業務
- (2) センター及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務

- (3) センターの利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務  
(利用料金)

**第22条** 第15条の規定にかかわらず、指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
- (2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
- (3) 正当の理由なく原状の回復をせず、その費用を負担しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町就業改善センター設置並びに管理に関する条例（昭和54年一の宮町条例第13号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

**附 則**（平成19年3月30日阿蘇市条例第17号抄）

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条、第6条、第9条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月19日阿蘇市条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**別表**（第15条関係）

料金表

名称	種類	9時～13時	13時～17時	17時～22時
基本料金	大会議室（204m <sup>2</sup> ）	1,200円	1,200円	1,500円
	相談室（20m <sup>2</sup> ）	400円	400円	700円
	研修室（40m <sup>2</sup> ）	600円	600円	700円
	共同調理室（74m <sup>2</sup> ）	1,000円	1,000円	1,200円
	教養娯楽室（和室37m <sup>2</sup> ）	600円	600円	700円
暖房料金		1区分につき		500円
備考		使用料 営利5倍・入場料3倍		

改正

平成18年8月10日条例第26号  
平成20年3月19日条例第21号  
平成28年3月24日条例第26号  
平成28年12月22日条例第46号  
平成30年3月28日条例第14号  
平成31年3月19日阿蘇市条例第5号

阿蘇市体育館等条例

(設置)

**第1条** 市民の体育・スポーツの振興及び文化の高揚を図るため、阿蘇市立体育館等（以下「体育館等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 体育館等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

**第3条** 体育館等に館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第4条** 体育館等の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。  
あわせて、阿蘇市阿蘇体育館及び阿蘇市一の宮体育館については、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）。

2 前項の規定にかかわらず、阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、体育館等の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

**第5条** 体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、8時から22時までとする。ただし、教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状回復に用する時間も含むものとする。

(利用の許可)

**第6条** 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第7条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 体育館等の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他教育委員会が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は教育委員会が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第8条** 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

**第9条** 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

**第10条** 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必

要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他教育委員会が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。  
(入館の禁止等)

**第11条** 教育委員会は、体育館等内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に退館を命ずることができる。  
(使用料)

**第12条** 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料(消費税を含む。)を納付しなければならない。ただし、別表第2に定める専用使用以外のものについては、利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。  
(使用料の減免)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。  
(1) 市内の小中学生のクラブ活動に対し学校施設が使えない場合、全額免除することができる。  
(2) 郡市民体育祭1箇月前の種目部による活動は、通常半額とする。  
(3) 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。  
(使用料の不還付)

**第14条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  
(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。  
(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。  
(原状回復の義務)

**第15条** 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。  
2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。  
(損害賠償の義務)

**第16条** 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(管理の委託)

**第17条** 市長は、体育館等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市が指定するものに体育館等の管理を委託することができる。  
(指定管理者による管理)

**第18条** 阿蘇市一の宮体育館、阿蘇市阿蘇体育館、阿蘇市阿蘇体育館武道場並びに阿蘇市阿蘇多目的広場(以下「指定対象施設」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定対象施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 4 第1項中の規定により指定対象施設を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前に第6条（第18条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

**第19条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定対象施設利用者の受付に関する業務
- (2) 指定対象施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務
- (3) 指定対象施設の利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指定対象施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

**第20条** 第12条の規定にかかわらず、指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる当該指定管理者に指定対象施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（委任）

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
  - (2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
  - (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
  - 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の阿蘇町立体育館等条例（昭和58年阿蘇町条例第13号）又は村民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和55年波野村条例第16号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

**附 則**（平成18年8月10日阿蘇市条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市体育館等条例第17条の規定により管理を委託している阿蘇市阿蘇体育館の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月19日阿蘇市条例第21号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日阿蘇市条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日阿蘇市条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日阿蘇市条例第14号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日阿蘇市条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
阿蘇市一の宮体育館	阿蘇市一の宮町宮地2383番地
阿蘇市阿蘇体育館	阿蘇市内牧267番地
阿蘇市阿蘇体育館武道場	
阿蘇市阿蘇多目的広場	
阿蘇市波野体育館	阿蘇市波野大字波野2709番地7
阿蘇市坂梨体育館	阿蘇市一の宮町坂梨3028番地
阿蘇市中通体育館	阿蘇市一の宮町中通1521番地
阿蘇市古城体育館	阿蘇市一の宮町中通2177番地
阿蘇市役犬原体育館	阿蘇市役犬原805番地
阿蘇市乙姫体育館	阿蘇市乙姫1612番地
阿蘇市尾ヶ石東部体育館	阿蘇市狩尾675番地
阿蘇市山田体育館	阿蘇市小野田567番地2

別表第2（第12条関係）

1 体育館

(1) 個人使用

(2時間につき)

区分	使用料	
阿蘇市阿蘇体育館（第一） トレーニング室	小中学生以下	100円
	高校生	150円
	一般	200円

備考

- 1 満3歳に満たない幼児及び乳児の使用料は、無料とする。
- 2 「小中学生以下」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達する前までの幼児をいう。
- 3 「高校生」とは、第3学年以下の高等専門学校の学生、高等学校の生徒をいう。
- 4 「一般」とは、前3項に掲げるもの以外の者をいう。

(2) 専用使用

区分	使用料							
	午前 (8時から12時)	午後 (13時から18時)	日中 (8時から18時)	夜間 (19時から22時)	全日 (8時から22時)	延長料金 (1時間につき)		
A 利用者が催物のために入場料、会費等を	1 アマチュアスポーツ又は学生、生徒、児童	阿蘇市一の宮体育館	2,600円	3,250円	6,500円	1,950円	9,100円	650円
		阿蘇市阿蘇体育館（第一）	7,600円	9,500円	19,000円	5,700円	26,600円	1,900円
		阿蘇市阿蘇体育館（第二）	2,600円	3,250円	6,500円	1,950円	9,100円	650円
		阿蘇市波野	2,600円	3,250円	6,500円	1,950円	9,100円	650円

徴収しない場合	が行う催物の場合	体育館						
		阿蘇市坂梨体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市中通体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市古城体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市役犬原体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市乙姫体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市尾ヶ石東部体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
		阿蘇市山田体育館	1,000円	1,250円	2,500円	750円	3,500円	250円
	2 その他の場合	阿蘇市一の宮体育館	7,800円	9,750円	19,500円	5,850円	27,300円	1,950円
		阿蘇市阿蘇体育館（第一）	22,800円	28,500円	57,000円	17,100円	79,800円	5,700円
		阿蘇市阿蘇体育館（第二）	7,800円	9,750円	19,500円	5,850円	27,300円	1,950円
		阿蘇市波野体育館	7,800円	9,750円	19,500円	5,850円	27,300円	1,950円
		阿蘇市坂梨体育館	3,000円	3,750円	7,500円	2,250円	10,500円	750円
		阿蘇市中通体育館	3,000円	3,750円	7,500円	2,250円	10,500円	750円
		阿蘇市古城体育館	3,000円	3,750円	7,500円	2,250円	10,500円	750円
B 利用者が催物のために入場料、会費等を	1 アマチュアスポーツ又は学生、生徒、児童	阿蘇市一の宮体育館	5,200円	6,500円	13,000円	3,900円	18,200円	1,300円
		阿蘇市阿蘇体育館（第一）	15,200円	19,000円	38,000円	11,400円	53,200円	3,800円
		阿蘇市阿蘇体育館（第二）	5,200円	6,500円	13,000円	3,900円	18,200円	1,300円
		阿蘇市波野	5,200円	6,500円	13,000円	3,900円	18,200円	1,300円



徴収 する 場合	が行 う催 物の 場合	体育館						
		阿蘇市坂梨 体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市中通 体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市古城 体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市役犬 原体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市乙姫 体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市尾ヶ 石東部体育 館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
		阿蘇市山田 体育館	2,000円	2,500円	5,000円	1,500円	7,000円	500円
	2 そ の他 の場 合	阿蘇市一の 宮体育館	13,000円	16,250円	32,500円	9,750円	45,500円	3,250円
		阿蘇市阿蘇 体育館（第 一）	38,000円	47,500円	95,000円	28,500円	133,000円	9,500円
		阿蘇市阿蘇 体育館（第 二）	13,000円	16,250円	32,500円	9,750円	45,500円	3,250円
		阿蘇市波野 体育館	13,000円	16,250円	32,500円	9,750円	45,500円	3,250円
		阿蘇市坂梨 体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市中通 体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市古城 体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市役犬 原体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市乙姫 体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市尾ヶ 石東部体育 館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
		阿蘇市山田 体育館	5,000円	6,250円	12,500円	3,750円	17,500円	1,250円
C 条例で定める以外の用具 使用及び施設利用	市長が別に定める額							

備考

- 1 利用者が区分A 2により利用する場合で、営利及び商業宣伝を目的とする催物に利用するときは、100分の200を乗じて得た額を使用料とする。ただし、阿蘇市一の宮体育館及び阿蘇市波野体育館については100分の130を乗じて得た額を使用料とする。
- 2 利用者が区分Bにより利用する場合は、利用者が催物のために徴収する入場料金等の最高金額に100を乗じて得た額を使用料に加算する。ただし、阿蘇市一の宮体育館及び阿蘇市波野体育館については利用者が催物のために徴収する入場料金等の最高金額に30を乗じて得た額を

使用料に加算する。

(3) 一部使用

(1面又は1台、1時間につき)

区分	使用料			
	卓球	バドミントン	バレーボール	バスケットボール
阿蘇市坂梨体育館		100円	150円	150円
阿蘇市中通体育館		100円	150円	150円
阿蘇市古城体育館		100円	150円	150円
阿蘇市役犬原体育館		100円	150円	150円
阿蘇市乙姫体育館		100円	150円	
阿蘇市尾ヶ石東部体育館		100円	150円	150円
阿蘇市山田体育館		100円	150円	150円
上記以外の施設	250円	250円	650円	950円

(4) 冷暖房設備

(1時間につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇体育館(第一)	15,000円
	13,500円

(5) 照明設備

(1時間につき)

区分	使用料	
	片面使用	全面使用
阿蘇市坂梨体育館	400円	800円
阿蘇市中通体育館	400円	800円
阿蘇市古城体育館	400円	800円
阿蘇市役犬原体育館	400円	400円
阿蘇市乙姫体育館	400円	400円
阿蘇市尾ヶ石東部体育館	400円	400円
阿蘇市山田体育館	400円	400円

(6) コインロッカー

(1回につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇体育館(第一)	100円

(7) その他の施設

(1時間につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇体育館(第一)	350円
体力測定室	250円
暖房代	350円
スポーツ相談室	250円
暖房代	350円
研修室	250円
暖房代	350円
ステージ	

(8) 体育用具

(1時間につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇体育館	100円
バドミントンラケット 1本	

	卓球 1組 (ラケット2本・ボール1個)	100円
	バスケットボール 1個	100円
	バレーボール 1個	100円

(9) 放送設備

(一式、1日につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇体育館 (第一)	1,000円

2 武道場

(1時間につき)

区分	使用料	
阿蘇市阿蘇体育館 武道場	柔道場	450円
	電気代	200円
	剣道場	450円
	電気代	200円
	会議室	200円
	暖房代	200円

3 多目的広場

(1面、1時間につき)

区分	使用料
阿蘇市阿蘇多目的広場 ゲートボール場	350円

改正

平成18年8月10日条例第27号  
平成20年3月19日条例第20号  
平成28年3月24日条例第24号  
平成30年3月28日条例第12号  
平成31年3月19日阿蘇市条例第5号

阿蘇市総合グラウンド条例

(設置)

**第1条** 市民の体育向上と健康の増進を図るため、阿蘇市総合グラウンド(以下「総合グラウンド」という。)を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 総合グラウンドの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

**第3条** 総合グラウンドに施設長その他必要な職員を置くことができる。

(休場日)

**第4条** 総合グラウンドの休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。あわせて阿蘇農村公園あびかについては次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日

2 前項の規定にかかわらず、阿蘇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、総合グラウンドの管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定め、又は休場日に開場することができる。

(利用時間)

**第5条** 総合グラウンドの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、7時から22時までとする。ただし、教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状回復に用する時間も含むものとする。

(行為の制限)

**第6条** 総合グラウンドにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可)

**第7条** 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第8条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 総合グラウンドの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他教育委員会が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は教育委員会が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第9条** 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

**第10条** 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

**第11条** 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他教育委員会が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(入場の禁止等)

**第12条** 教育委員会は、総合グラウンド内の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

(使用料)

**第13条** 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料（消費税を含む。）を納付しなければならない。ただし、別表第2に定める専用使用以外のものについては、利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。

(使用料の減免)

**第14条** 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を次により減額し、又は免除することができる。

- (1) 市内の小中学生のクラブ活動に対し学校施設が使えない場合全額免除することができる。
- (2) 郡市民体育祭1箇月前の種目部による活動は通常の半額とする。
- (3) 市長は公益上特に必要があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第15条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天候その他不可抗力な事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用日の5日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があり、教育委員会がその理由を認めたとき。
- (3) 教育委員会が施設管理運営上の必要により、利用の許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

**第16条** 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

**第17条** 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

**第18条** 市長は、総合グラウンドの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて市が指定するものに総合グラウンドの管理を委託することができる。  
(指定管理者による管理)

**第19条** 阿蘇市一の宮運動公園、阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド並びに阿蘇市阿蘇農村公園あびか（以下「指定対象施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定対象施設の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条及び第10条から第12条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項中の規定により指定対象施設を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者により許可された申請とみなす。

5 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前に第7条（第19条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

**第20条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定対象施設利用者の受付に関する業務
- (2) 指定対象施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務
- (3) 指定対象施設の利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指定対象施設の管理上必要と認める業務  
(利用料金)

**第21条** 第13条の規定にかかわらず、指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる当該指定管理者に指定対象施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
  - (2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
  - (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町総合運動公

園設置及び管理に関する条例（昭和59年一の宮町条例第8号）、阿蘇町農村公園の設置及び施設の使用料徴収に関する条例（平成9年阿蘇町条例第26号）、波野村営総合グラウンド設置条例（昭和53年波野村条例第14号）又は波野村総合グラウンド使用料徴収条例（昭和53年波野村条例第29号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

**附 則**（平成18年8月10日阿蘇市条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市総合グラウンド条例第18条の規定により管理を委託している阿蘇市阿蘇農村公園あびかの管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月19日阿蘇市条例第20号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日阿蘇市条例第24号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月28日阿蘇市条例第12号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月19日阿蘇市条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**別表第1**（第2条関係）

名称	位置
阿蘇市一の宮運動公園	阿蘇市一の宮町宮地4779番地
阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド	阿蘇市一の宮町宮地2383番地
阿蘇市阿蘇農村公園あびか	阿蘇市黒川656番地外
阿蘇市波野グラウンド	阿蘇市波野大字小園882番地
阿蘇市坂梨グラウンド	阿蘇市一の宮町坂梨3028番地
阿蘇市中通グラウンド	阿蘇市一の宮町中通1521番地
阿蘇市古城グラウンド	阿蘇市一の宮町中通2177番地
阿蘇市役犬原グラウンド	阿蘇市役犬原805番地
阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド	阿蘇市狩尾675番地
阿蘇市山田グラウンド	阿蘇市小野田567番地2

**別表第2**（第13条関係）

- 1 専用使用

（1）阿蘇市一の宮運動公園

種類	区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
野球、ソフトボール	午前	7時から12時	6,000円	1,200円
	午後	13時から18時	6,000円	
	日中	7時から18時	13,200円	
	夜間	19時から22時	3,600円	
	全日	7時から22時	18,000円	
テニスコート	午前	7時から12時	5,000円	1,000円
	午後	13時から18時	5,000円	
	日中	7時から18時	11,000円	
	夜間	19時から22時	3,000円	

	全日	7時から22時	15,000円
--	----	---------	---------

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(2) 阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド（夜間照明設備無）

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	1,750円	350円
午後	13時から18時	1,750円	
日中	7時から18時	3,850円	
夜間	19時から22時	1,050円	
全日	7時から22時	5,250円	

(3) 阿蘇市阿蘇農村公園あぴか

種類	区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
多目的グラウンド	午前	7時から12時	9,000円	1,800円
	午後	13時から18時	9,000円	
	日中	7時から18時	19,800円	
	夜間	19時から22時	5,400円	
	全日	7時から22時	27,000円	
陸上競技場（夜間照明設備無）	午前	7時から12時	7,500円	1,500円
	午後	13時から18時	7,500円	
	日中	7時から18時	16,500円	
	夜間	19時から22時	4,500円	
	全日	7時から22時	22,500円	
弓道場	午前	7時から12時	3,500円	700円
	午後	13時から18時	3,500円	
	日中	7時から18時	7,700円	
	夜間	19時から22時	2,100円	
	全日	7時から22時	10,500円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(4) 阿蘇市波野グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	4,250円	850円
午後	13時から18時	4,250円	
日中	7時から18時	9,350円	
夜間	19時から22時	2,550円	
全日	7時から22時	12,750円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(5) 阿蘇市坂梨グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	



全日	7時から22時	3,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

(6) 阿蘇市中通グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金(1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(7) 阿蘇市古城グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金(1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(8) 阿蘇市役犬原グラウンド(夜間照明設備無)

区分	時間	使用料	延長料金(1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

(9) 阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金(1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(10) 阿蘇市山田グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金(1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	

全日	7時から22時	3,750円
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。		

2 一部使用

(1) 阿蘇市一の宮運動公園

種類	単位	使用料 (1 時間につき)
野球 (2 面)	1 面	350円
ソフトボール (4 面)	1 面	250円
テニスコート (4 面)	1 面	250円
多目的	全面	1,200円
夜間照明設備		
野球	1 面	2,300円
ソフトボール	1 面	1,550円
テニスコート	2 面	650円
多目的	全面	4,150円
その他		
会議室	1 室	250円

(2) 阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド (夜間照明設備無)

種類	単位	使用料 (1 時間につき)
多目的	全面	350円

(3) 阿蘇市阿蘇農村公園あびか

種類	単位	使用料 (1 時間につき)
多目的グラウンド	全面	1,800円
野球 (2 面)	1 面	450円
ソフトボール (4 面)	1 面	450円
サッカー (2 面)	1 面	900円
陸上競技場	全面	1,500円
トラック	全面	800円
個人使用		
高校生以下	1 人	50円
一般	1 人	100円
弓道場	全面	700円
近的		450円
遠的		250円
個人使用		
高校生以下	1 人	50円
一般	1 人	100円
夜間照明設備		
多目的グラウンド	1 面	1,550円
弓道場		
近的		250円
遠的		150円
その他		
陸上競技場本部室	1 室	450円
陸上競技場会議室	1 室	450円
陸上競技場放送設備	1 日	450円
冷暖房設備	1 室	150円
多目的グラウンド管理棟	1 室	450円
多目的グラウンド放送設備	1 日	450円

フェスタ広場	全面	450円
--------	----	------

備考		
1 個人使用にあつて、満3歳に満たない幼児及び乳児の使用料は、無料とする。		
2 「高校生以下」とは、第3学年以下の高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達する前までの幼児をいう。		
3 「一般」とは、前2項に掲げるもの以外の者をいう。		

(4) 阿蘇市波野グラウンド

種類	単位	使用料 (1時間につき)
ソフトボール (2面)	1面	250円
多目的	全面	850円
夜間照明設備	1面	1,550円
その他 放送設備	1日	350円

(5) 阿蘇市坂梨グラウンド

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(6) 阿蘇市中通グラウンド

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(7) 阿蘇市古城グラウンド

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(8) 阿蘇市役犬原グラウンド (夜間照明設備無)

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円

(9) 阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(10) 阿蘇市山田グラウンド

種類	使用料 (1時間につき)
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

備考

- 1 利用者が入場料金等を徴収して使用する場合は、入場料金等の最高金額に50を乗じて得た額と施設使用料とのいずれか高い方の額を使用料とする。
- 2 阿蘇市阿蘇農村公園あびかにおいて、市外からの利用者が施設を利用する場合は、100分の150を乗じて得た額を使用料とする。ただし、市外からの利用者が、市内の宿泊施設に宿泊して施設を利用する場合は、100分の100を乗じて得た額を使用料とする。
- 3 利用者が特別な設備等を持ち込み使用する場合は、電気代等の実費相当額を徴収する。
- 4 夜間照明設備の使用時間は、22時までとする。

阿蘇市就業改善センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、阿蘇市就業改善センター条例（平成17年阿蘇市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理委任)

**第2条** 阿蘇市就業改善センター（以下「センター」という。）の管理は、阿蘇市教育委員会に委任して行う。

(利用の申請)

**第3条** 条例第9条第1項前段の規定によりセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、阿蘇市就業改善センター利用申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、施設等を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第9条第1項後段の規定により施設等の利用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、速やかに管理者に届けなければならない。

(利用の許可)

**第4条** 条例第9条第1項前段の規定による利用の許可は、就業改善センター利用許可書（別記様式。以下「利用許可書」という。）を交付して行うものとする。

(利用の取消し)

**第5条** 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(使用料の納付)

**第6条** 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守すべき事項)

**第7条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。

(5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。

(6) その他条例及びこの規則等に規定する事項については、管理者の指示に従うこと。

(損壊の届出等)

**第8条** 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

**第9条** 管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

**第10条** 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

**第11条** 利用者は、条例第18条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに合併前の一の宮町就業改善センター管理規則（昭和54年一の宮町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式 (第3条、第4条関係)  
別記様式(第3条、第4条関係)

就業改善センター利用許可申請書

年 月 日

阿蘇市教育委員会 様

団体名又はグループ名  
代表者 住所  
氏名  
TEL



下記のとおり、就業改善センターを利用したいので申請します。  
なお、利用に際しましては、関係条例、諸規定に基づく指定に従うことを誓約いたします。

記

利用目的	
利用施設名	教養娯楽室 集会室      共同調理室 相談室      農業技術研修室
利用備品名	
利用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
予定人員	男性 人      女性 人      合計 人
使用料	使用料 暖房料      計      円      領収印
備考	

利用許可書

上記のとおり利用許可する。  
年 月 日

阿蘇市教育委員会

- 1 利用施設名欄は、利用室名を○で囲んでください。
- 2 利用備品名欄は、品名と数量を具体的に記入してください。      取扱者
- 3 この申請書は、利用日の7日前までに提出してください。

阿蘇市体育館等条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、阿蘇市体育館等条例（平成17年阿蘇市条例第102号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 館長は、上司の命を受け、阿蘇市体育館等（以下「体育館等」という。）の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(利用の申請)

**第3条** 条例第6条第1項前段の規定により体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（別記様式）を阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、施設等を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

**第4条** 条例第6条第1項前段の規定による利用の許可は、利用許可書を交付して行うものとする。

(利用等の取消し)

**第5条** 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納付)

**第6条** 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守すべき事項)

**第7条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2) 許可を受けずに体育館等内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。

(5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。

(損壊の届出等)

**第8条** 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

**第9条** 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

**第10条** 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

**第11条** 利用者は、条例第15条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿蘇町立体育館等条例施行規則（昭和59年阿蘇町教育委員会規則第1号）又は村民体育館の管理、運営に関する規則（昭和56年波野村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式 (第3条関係)  
別記様式(第3条関係)

1一の宮体育館 2一の宮武道場 3市立体育館・武道場 4波野体育館	体育館 利用許可申請書 申請年月日 年 月 日
阿蘇市教育委員会 様	
団体名又はグループ名 _____	
代 表 者 住 所 _____	
_____ 氏 名 _____ (印)	
連絡責任者 住 所 _____	
_____ 氏 名 _____	
連絡先 _____	
下記のとおり利用を許可くださるよう申請します。 なお、利用に際しましては、関係条例、規則に基づく指示に従うことを誓約します。	
記	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 月 回使用( 日 日 日 日 日 日 日 日)
設備及び利用面数	_____
利 用 時 間	時から 時まで( 時間)
照 明 時 間	時から 時まで( 時間)
利 用 目 的	_____
利用予定人数	小・中・高 名 大人 人 計 名(男 人・女 人)
備 考 (使 用 備 品 等)	_____
使 用 料 金 全納・未納・減免	使用料 照明料 計 円

利 用 許 可 書

上記のとおり利用を許可する。

年 月 日

阿蘇市教育委員会 (印)

確認欄 
 取扱者 \_\_\_\_\_

阿蘇市総合グラウンド条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、阿蘇市総合グラウンド条例（平成17年阿蘇市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 施設長は、上司の命を受け、阿蘇市総合グラウンド（以下「総合グラウンド」という。）の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、施設長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(行為の許可申請)

**第3条** 条例第6条の規定による行為の許可を受けようとする者は、行為許可申請書を阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の行為許可申請については、行為をする日の3日前までに、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為許可書の交付等)

**第4条** 教育委員会は、条例第6条の規定により行為の許可をしたときは、行為許可書を交付するものとする。

2 条例第6条の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の申請)

**第5条** 条例第7条第1項前段の規定により総合グラウンドの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、総合グラウンド利用申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、施設等を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

**第6条** 条例第7条第1項前段の規定による利用の許可は、総合グラウンド利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付して行うものとする。

(利用等の取消し)

**第7条** 利用者は、利用の取消ししようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納付)

**第8条** 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守すべき事項)

**第9条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに総合グラウンド内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。
- (5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。

(損壊の届出等)

**第10条** 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

**第11条** 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

**第12条** 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。



(原状回復の点検)

**第13条** 利用者は、条例第16条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿蘇町農村公園の設置及び施設の使用料徴収に関する条例施行規則（平成9年阿蘇町規則第6号）又は波野村総合グラウンド管理、運営並びに使用に関する規則（昭和53年波野村規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**様式** 略